

東大和市からの大切なお知らせ

令和8年4月1日から、 し尿処理手数料を改定します。

事業所 手数料	現行	改定後
	1リットルにつき 20円	1便槽1回につき 10,000円

※事業所には、仮設トイレも含まれます。

手数料の改定理由

し尿処理に係る処理原価との乖離を解消し、湖南衛生組合(※)の組織市との均衡を図るため、処理手数料を改定することといたしました。

現在の手数料は、処理に係る実際の費用とかけ離れています。また、東大和市と共同処理している自治体と比べても低い金額となっている状況です。

※湖南衛生組合では、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市及び武蔵村山市の7市でし尿の下水投入施設の共同運営を行っています。

Q & A

Q いつのくみ取りから手数料が改定となりますか？

令和8年4月1日以降にくみ取りしたし尿から手数料が改定となります。

Q 下水道への切り替えは義務ですか？

くみ取り便所は下水道法に基づき、下水道供用開始後、速やかに廃止して下水道に切り替えることが義務付けられています。

問い合わせ先

東大和市役所環境対策課ごみ減量係
042-563-2111(内線1241)